

大熊町 橋梁長寿命化修繕計画

平成28年12月

大熊町 復興事業課

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

日本の道路橋（以下「橋梁」）は、昭和30年代に始まる高度経済成長期を中心に建設され、これらの橋梁の多くは急速に高齢化が進み、重大な損傷、道路交通網の安全確保への影響が懸念されることから、平成25年6月に道路法が改正され、「道路の予防保全を踏まえた道路の点検を行うこと」の明確化により、道路管理者に点検が義務化され、また、平成26年3月には道路法施行規則が改正され、橋梁等の5年に1回の近接目視による点検を行うことが法定化されました。

これを受け国では、橋梁の維持管理について、損傷が深刻化してから対策を行う従来の「事後保全型 ※1」から点検に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う「予防保全型 ※2」に転換することにより、橋梁の効率的かつ長寿命化による安全確保及び修繕費の縮減を図るために、各自治体に橋梁の長寿命化修繕計画の策定、それに基づく計画的な修繕を求めています。

※1 事後保全型：施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で施設を更新していく管理方法

※2 予防保全型：施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な施設の修繕を行う管理方法

(2) 目的

本町が管理する橋梁の急速な老朽化に対応するため、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となっています。

しかし、現在、町の全域は原発事故に伴う避難指示区域となっており、高線量区域を抱えています。今後、町民の帰還の状況、生活環境の整備状況を踏まえ、町民生活に支障を及ぼさないよう橋梁長寿命化の取り組みを進めていきます。

2. 長寿命化修繕計画の基本的な考え方

除染の進捗、住民帰還や町の復旧・復興の状況に応じて、特に住民の帰還に影響を及ぼす町道の主な橋梁の点検に取り組んでいきます。

また、その他橋梁の点検にも、随時取り組んでいきます。

○ 町内の主な橋梁

橋梁名	路線名	橋長(m)	架設年次
北向橋	町道西 65 号線	17.00	昭和 58 年
道平橋	町道西 57 号線	20.50	昭和 58 年

3. 維持管理に関する基本方針

- 橋梁が良好な状態を保てるよう定期的にパトロール等を実施します。
- 橋梁の損傷状況を確認し、継続的に健全度の把握を行っていきます。

4. 点検結果を踏まえた修繕方針

- 点検の結果、早期に措置を構すべき橋梁については、損傷度、損傷を受けた部位による緊急度、路線の重要度、交通量、迂回路の有無などを勘案して、修繕工事を実施し、道路ネットワークの安全確保を図ります。

- 平成26年3月に公布された「道路法の一部を改正する法律」及び「道路法施工規則の一部を改正する省令」により2m以上のすべての橋梁に関し、5年ごとの近接目視による点検が義務付けられています。
- 大熊町が管理する橋梁については、橋梁点検結果一覧表に基づき、定期点検実施後にHP等で公表します。
- 橋梁点検の判定区分は次のとおりです。

区 分	状 態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を構すべき状態
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を構すべき状態

